お知らせ

福祉の増進

入学祝い品を贈ります

こども課　内線327

今春、小・中学校に入学する、母子・父子家庭および両親のいない児童・生徒に、入学祝い品として図書カード（5千円分）を贈ります。

◇**申込み**　4月30日(水)までに、直接または郵送（〒505-8606 太田町3431-1）で、申込用紙に記入の上、こども課へ

※申込用紙はこども課にあります

費用の一部を助成します

障がい者の移動支援

福祉課　内線326

移動費用の一部として使用できる移動支援券を交付します。

◇**内　容**　最高で500円×31枚

◇**対　象**　在宅で身体障害者手帳（3級以上）、療育手帳（A2以上）および精神保健福祉手帳（2級以上）所持者

※自家用自動車（障がい者所有）と運転免許証のどちらかを所有している人は対象外となります

◇**移動支援券の使える事業者**
市と契約しているタクシー会社とガソリンスタンド

◇**申込み**　印鑑（認め印）と手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳）を持参の上、福祉課へ

※昨年度使用者には、新年度分を交付します

毎年申請が必要です

国民年金学生納付特例制度

市民課　内線219

平成20年度の学生納付特例を受け付けます。

この制度は、在学中の国民年金保険料納付を猶予し、社会人になってから納めるものです。

◇**対　象**　大学や各種学校などの20歳以上の学生（本人の前年所得が一定以下の人）

◇**必要書類**
①学生証（コピー可）または在学証明書（4月1日以降のもの）
②印鑑（認め印）
③年金手帳
④学生本人に前年所得がある場合
・源泉徴収票、確定申告書
・雇用保険被保険者離職票
・雇用保険受給資格者証
など（いずれもコピー可）

◇**申込み**　直接市民課または美濃加茂社会保険事務所へ

※学生納付特例の手続き遅れ、または、保険料が未納の場合は、障害基礎年金が受け取れないことがあります

※詳細については、美濃加茂社会保険事務所（電話25・8181）または市民課国民年金係へ

新しい浄水場で作った水が飲めます

新森山浄水場運用開始

水道課　内線321

旧浄水場の老朽化に伴い、隣接地（森山町4丁目）に建設していた新森山浄水場が、4月4日（金）から運用を開始します。この施設は、新しい処理方式である膜ろ過を導入し、より安心・安全な水を安定して供給していきます。

助成対象が変更になります！　福祉医療費助成制度

福祉課　内線316

一定の要件に該当する人の医療費を助成しています。医療機関で受診した医療費のうち、保険診療の自己負担額が無料となります。

なお、助成内容が、4月1日から次のとおり変更となります。

変更内容

①乳幼児等の対象者を中学校卒業までに拡大します。

助成対象者には3月中旬に申請書を発送しています。手続きがお済みでない人または助成対象となるご家庭で申請書が届いてない人は、4月中に福祉課窓口で手続きを行ってください。

②重度心身障害老人が重度心身障害者へ統合となります。（重度心身障害老人特別助成金制度が廃止になります）

重度心身障害者老人特別助成金受給者証をお持ちの人には、新しい受給者証を3月下旬に郵送しております。お手元に届いてない人は福祉課に確認をしてください。

注意
・加入している健康保険が変更になったときは、新しい保険証をお持ちの上、保険変更の届け出をしてください。
・転出などで受給資格が無くなったときは、受給者証を福祉課まで返却してください。

制度区分	対　象　者	助成内容
重度心身障害者	・身体障害者手帳　1～3級、4級の一部 ・療育手帳　A1～B1 ・精神保健福祉手帳　1、2級	健康保険の自己負担額
乳幼児等	中学校を卒業するまで	
母子家庭等	母子家庭等の母と子 ※所得制限があります	
父子家庭	父子家庭の父と子 ※所得制限があります	

「まち育て」活動を支援します

市民活動支援事業にご応募を

市民の皆さんの自主的で創意工夫にあふれた「まち育て」活動に対して、次のとおり助成を行います。皆さんの積極的な応募をお待ちしています。

◇**募集期間**　4月7日（月）～5月9日（金）

◇**対象団体**　5人以上で構成された団体で、次に該当すること
①グループ員のすべてが市内に在住または通勤（通学）していること
②市内を中心に活動している（する）こと
③政治、宗教および営利を目的としていないこと

◇**対象事業**
市民の皆さんが自ら企画し実施する「まち育て」活動で、次のすべてに該当すること
①市内で実施される活動
②誰もが参加できる活動または一般に公開される活動
③平成21年3月までに実施される活動
④政治、宗教および営利目的でない活動

▲昨年の審査会の様子

◇**助成内容**
活動に要する経費（経常的な運営経費などを除く）

◇**助成金額**
対象経費の3分の2以内で、審査により決定（上限は20万円）

◇**申込み**
申請書に記入の上、地域振興課へ

※申請書は、地域振興課・各連絡所にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます

◇**審査会**
書類審査のほかに、企画発表会を5月下旬に実施します

地域振興課　内線248

平成20年度

国民健康保険料・介護保険料（普通徴収）の納付について

平成20年度の国民健康保険料の納付通知書と介護保険料（普通徴収）の納入通知書兼納付書をそれぞれ4月中旬に郵送します。

この納付書は、皆さんの19年分の所得（所得税、市県民税など）が年度当初では確定できないため、前年度の保険料を基準に仮算定した保険料となります。保険料は次の期日までに納めていただくことになります。

なお、今年度分として確定した保険料は、8月中旬に郵送する予定です。

○仮算定分保険料の各納期限

第1期	納期限：4月30日（水）
第2期	納期限：6月2日（月）
第3期	納期限：6月30日（月）
第4期	納期限：7月31日（木）

※介護保険料を、社会保険庁などから受け取られる年金からあらかじめ差し引かれる方法（特別徴収）で納められている人の納入通知書については、4月14日付けで郵送します。なお、4月に受け取られる年金から差し引かれる保険料は、2月に差し引かれた保険料と同額です

保険課　内線485（国保）・319（介護）